

大阪大学大学院情報科学研究科並びに大阪大学サイバーメディアセンターと

マレーシア科学大学薬学部

並びにマレーシア科学大学コンピュータサイエンス学部との間における

### 学術交流に関する基本合意書

日本国・大阪大学大学院情報科学研究科並びに大阪大学サイバーメディアセンターと  
マレーシア国・マレーシア科学大学薬学部およびマレーシア科学大学コンピュータサイ  
エンス学部は、四者間における研究協力を推進するために、下記の学術交流協定書に合  
意する。

四者は、その所属する研究者及び職員、専攻（学科）間および研究機関が相互に直接  
連絡を取り合い、協力することを促進するものとする。

互いの合意の範囲内で、概ね、下記に示す協力が行われるものとする。

- ・大学院生および学部学生の勉学及び研究のための訪問及び交流
- ・職員の研究、教育、意見交換のための訪問及び交流
- ・学術文献資料や研究発表論文などを含む情報交換
- ・共同研究活動

本基本合意書は、上記四者のいずれの研究機関に対しても、拘束力または法的な義務  
を課すものではない。上記の活動の詳細を共同で実施する際は、本基本合意書の付則と  
して、別途、合意内容を定めるものとする。

四者は、すべての財政上の取り決めは協議の上で、また獲得できる資金の範囲内で決  
定することができるものとする。

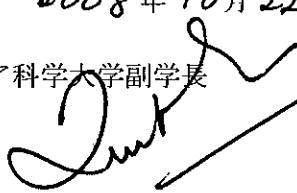
本基本合意書は、四者の代表者による署名完了の日に効力を生じるものとし、5年間  
有効とする。本基本合意書の解除は、四者間の合意があれば、いつでも可能である。ま  
た、四者のうちのいずれかが6カ月前に書面にてその旨を通告すれば、解除できるもの  
とする。本基本合意書が有効期間内に解除されない場合には、本基本合意書の有効期間  
満了日の6カ月前までに、四者により本基本合意書の更新について協議を行うものとす  
る。

本基本合意書の解除によって、継続中の共同活動がなんらかの影響を受けることが予  
測される場合は、当該者間で、その派生するいかなる問題に対しても相互の合意による  
友好的な解決を行うものとする。

本基本合意書は、和文及び英文で作成され、そのどちらも等しく正文とし、各研究機  
関は和文及び英文のいずれをも所持するものとする。

2008年10月22日

マレーシア科学大学副学長



Professor Tan Sri Dato' Dzulkifli Abdul Razak

2008年10月17日

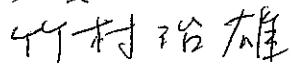
大阪大学大学院情報科学研究科  
研究科長



今瀬 真

2008 年 10 月 22 日

大阪大学サイバーメディアセンター  
センター長



竹村 治雄